

最低賃金の改定にともない JR北海道が非正規社員の賃金見直し

北海道の地域最低賃金は10月4日から時間額1,075円（前年比65円増／中央最低賃金審議会の目安に2円上乗せ）に引き上げられます。この改定にともなうJR北海道の非正規社員の賃金見直し提案が9月18日におこなわれました。JR北海道は2025年春闘期に、最賃改定率6%を想定した賃金引き上げをおこなっていましたが、改定率が6.44%になったことから10月1日からの見直し提案となっています。上乗せ額は月額500円で、この提案がおこなわれること自体が最賃近傍で就労している社員がいることの証しです。

引き上げ幅を見据えた賃金改定を春闘期に実施する求めには対応されていますが、北海道鉄道本部は労働力の確保につながる大幅な賃金底上げの提起を続けており、春闘を前にした労使の意見交換が必要と考えています。

全国鉄道本部が大会

全国鉄道本部第28回定期大会が9月13日に東京で開催され、北海道鉄道本部から竹田委員長と最上書記長が参加しました。全国的に組合員の高齢化が進む中、職場や地域で要求前進をめざして活動している組合員の姿が報告され、次世代を担う若手組合員からの声を実現させ組織強化につながる取り組みが示されました。職場の声から始まる労働運動のもと、非正規社員を冷遇するグループ会社の実態が報告され、同一労働同一待遇の実現で組合員の処遇改善をめざす活動報告もされました。執行体制は森委員長を先頭に、貨物職場から安藤さん・三井さんが副委員長に新任され、下山書記長の三役を選出しました。

北海道建設アスベスト第4陣訴訟判決 建材メーカー3社に1億5000万円の賠償命ずる

札幌地裁（小野瀬昭裁判長）は9月18日、「北海道建設アスベスト第4陣訴訟」の判決で、建材メーカー3社（エーアンドエーマテリアル・太平洋セメント・ニチアス）に対して合わせて1億5194万円の賠償を命じました。原告17名（被災者単位14名）のうち16名（同13名）に1社以上の責任を認めました。しかし原告1名の請求を棄却しました。

北海道建設アスベスト訴訟は、第1陣がすでに最高裁で建材メーカー4社の賠償責任が確定しており、第2陣は高裁判決で3社に賠償を命じており最高裁に上告中、第3陣は札幌地裁判決で5社に賠償を命じており札幌高裁に控訴しています。第5陣は札幌地裁で原告本人尋問が始まります。第6陣が今年6月に札幌地裁に提訴しました。

なお、全国のうごきでは、今年8月7日に東京高裁で首都圏建設アスベスト訴訟の第1陣・第2陣と建材メーカー7社（2陣は5社）との和解が成立し、8月8日には大阪高裁で関西建設アスベスト訴訟の大阪第2陣・第3陣で建材メーカー12社と和解しました。また、東京高裁ではこれまで判決では共同不法行為責任が認められなかった建材メーカー12社も被災者に「弔意」と「お見舞い」を表明して和解に名を連ねました。

北海道の訴訟を含めて全国の建設アスベスト訴訟において、建材メーカーが速やかに責任を認めて被災者に謝罪して早期に和解解決するよう求めています。